

不当判決！に抗議する！

山本修さんの強制出向延長取消裁判は4月15日東京地裁において「JR本体に復帰することを却下する」という不当判決が出されました。

私たち分会はこのような不当判決を到底容認できず、本部・地本にもお願いし控訴することにしました。

私たちは裁判のなかで「労働協約や就業規則には出向延長の規定がない」ことから、会社が山本さんの出向延長を強要する法的な根拠を求めました。これに対して裁判官は「出向期間の延長について、その文章のつたなさに乗じてそれまでの共通理解と異なる解釈を主張するものであり、採用の限りではない。」と法的な根拠を示すことを避けました。さらに「文章のつたなさ」なる言葉で労働協約や就業規則の不備を「文章表現の問題だ」と、会社側の不備を裁判官がフォローするかのような対応をしました。

また「車両所の作業はゴミ袋の回収とは比較にならないほど、神経をつかう。C担当は単純な簡易作業ではない。」などと、まるで山本には車両所の仕事は無理で、SMTでの単純作業があると、山本さんを侮辱するかのようにも書いています。

『使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲渡することができない。』（民法第625条 使用者の権利の譲渡の制限等）

さらに裁判官は、出向期間が通産で5年を超えてる出向者が多くいることをもって『3年を基準』とは1回の出向期間を指しているものと理解されている。」と解釈し「3年経過することを1回として、引き続き延長する」と労使は理解していると判断しています。

しかし出向延長している社員はあくまで「本人同意」がなされているからであって、そのことをまったく無視した判断といえます。山本自身も新横浜駅ステーション開発への出向では、本人同意のもとで延長してきました。今回は「JRに帰る」と意思表示し、出向延長は拒否しているのです。

これは「民法」にある『使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲渡することができない。』（民法第625条 使用者の権利の譲渡の制限等）に明確に反することであり、法の番人たる裁判官の怠慢行為であります。

私たち東京地区分会は山本修さんがJR本体に復帰するまで、これまでどおり裁判闘争と職場からの組合運動作りを同時におこない、最後まで闘い抜きましょう！